

平成22年度 第1回春日井市自転車等駐車対策協議会資料
「JR勝川駅周辺自転車等放置禁止区域（案）について」

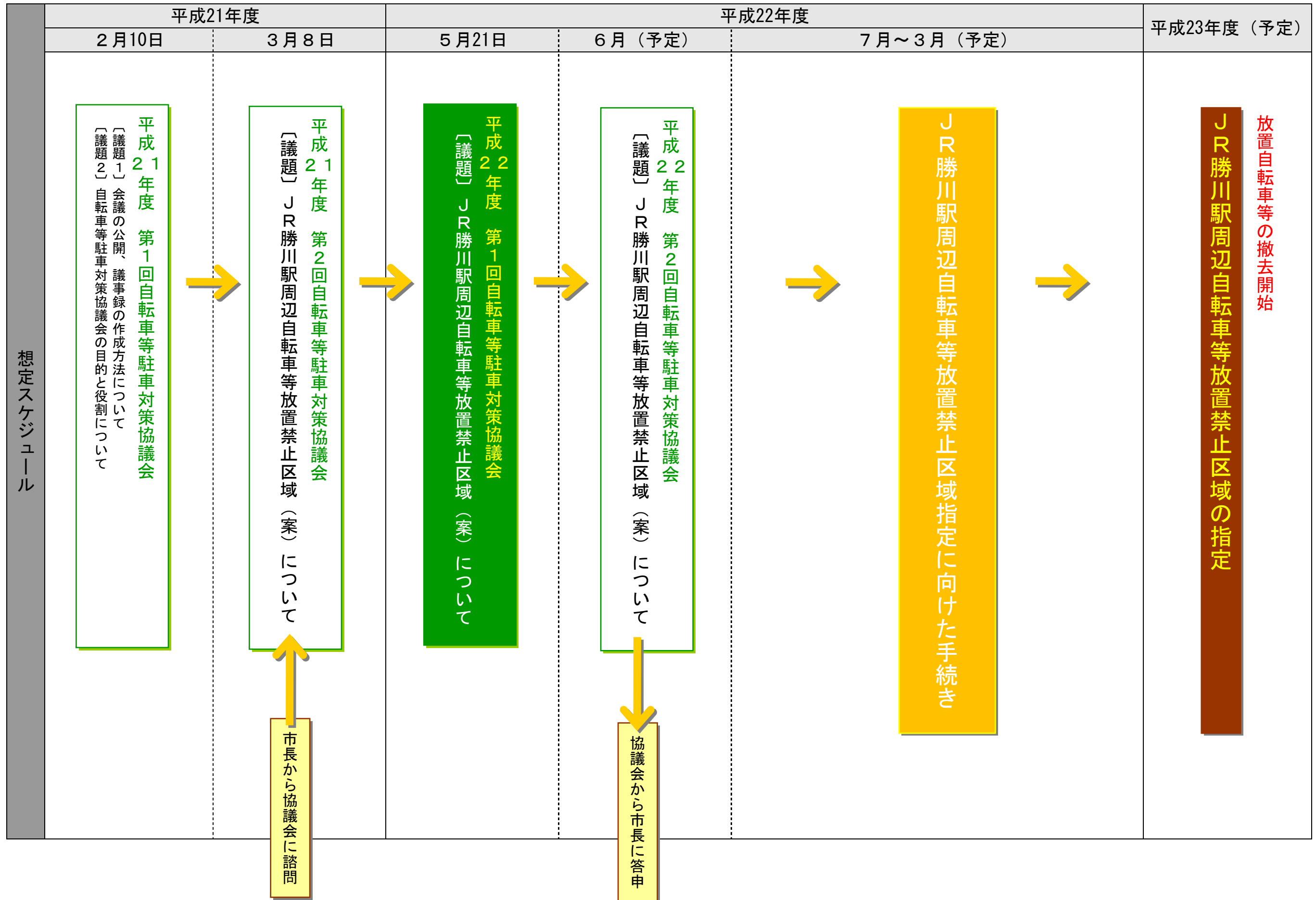
日時：平成22年5月21日（金） 10：00～

場所：春日井市役所南館（議会棟）4階 第3委員会室

目次

I	自転車等放置禁止区域の指定スケジュール.....	1
II	基本事項	2
III	自転車等放置禁止区域（案）の変更について.....	3
IV	高度利用地区について	4
	1 高度利用地区の概要.....	4
	2 高度利用地区における空地の扱いについて.....	5
V	自転車等放置禁止区域（案）について.....	6

I 自転車等放置禁止区域の指定スケジュール



Ⅱ 基本事項

平成21年度第2回協議会で提案した自転車等放置禁止区域（案）については次のとおり

自転車等放置禁止区域の考え方

範囲

駅改札口から概ね半径300mの範囲

駅北口の商店街を含む範囲

場所

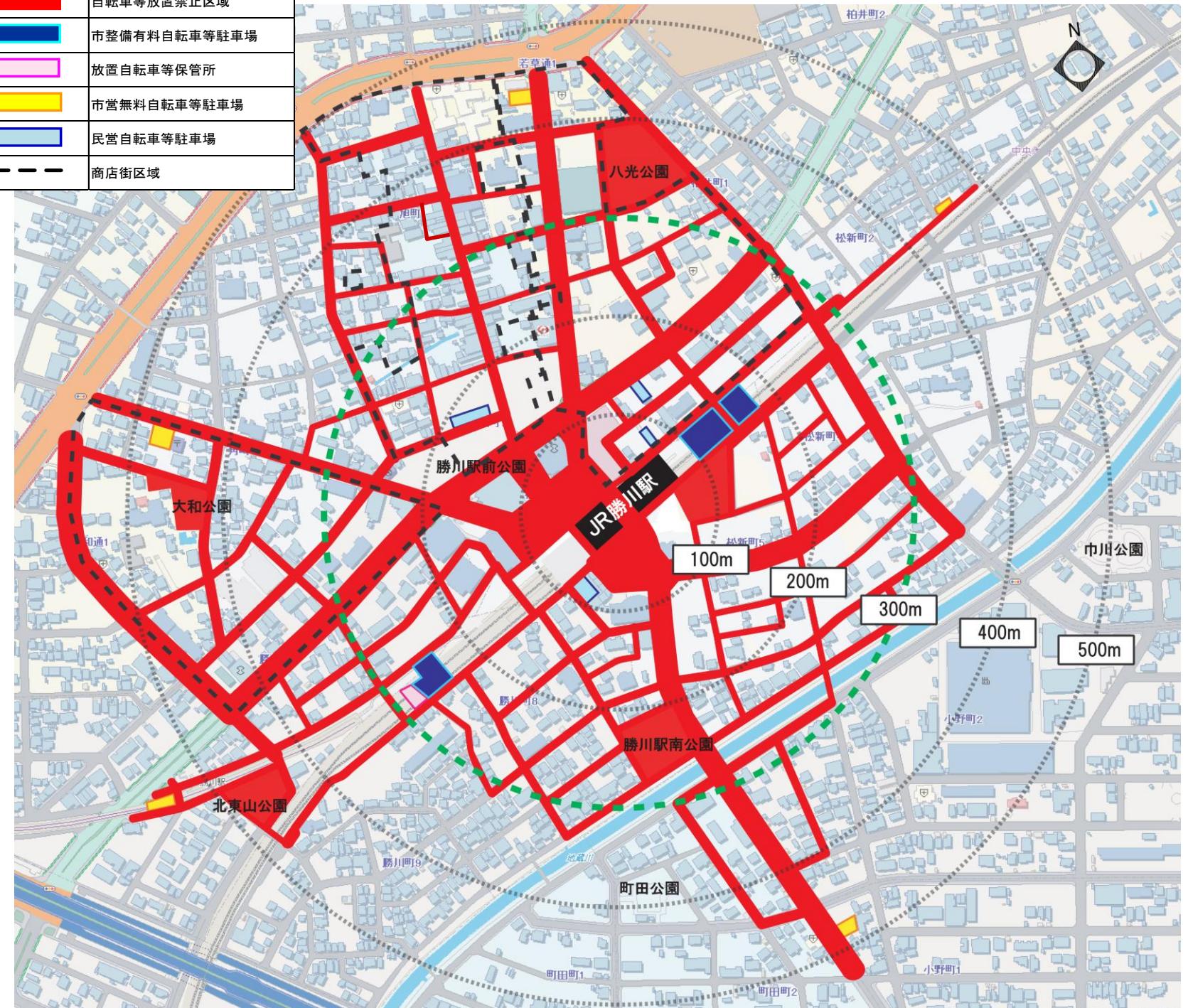
放置自転車等が多い駅周辺の道路や公園などの公共の場所

自転車等放置禁止区域に指定することにより放置自転車等が増加すると予想される場所

無料自転車等駐車場の周辺道路

自転車等放置禁止区域（案）

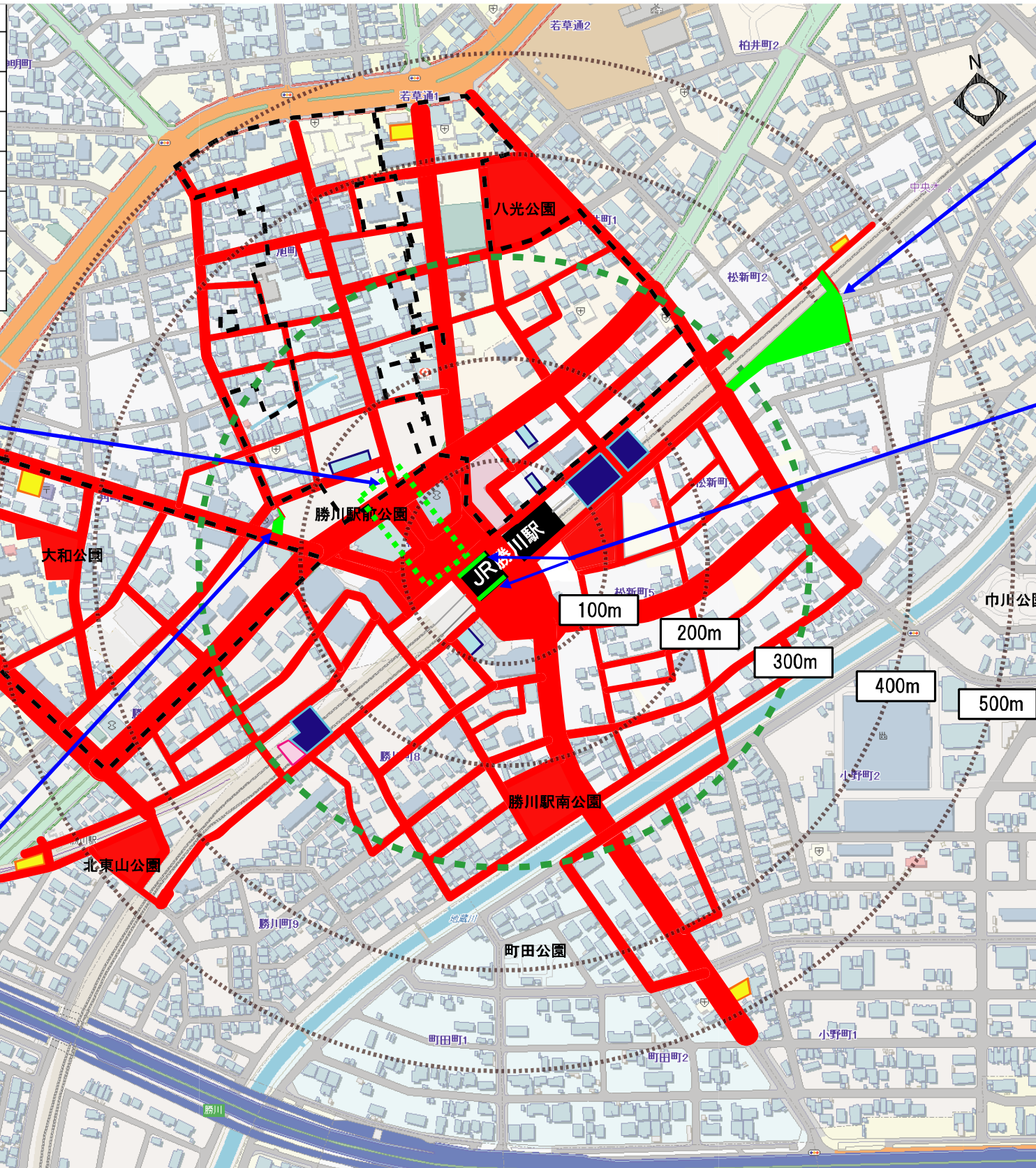
凡例	
	自転車等放置禁止区域
	市整備有料自転車等駐車場
	放置自転車等保管所
	市営無料自転車等駐車場
	民営自転車等駐車場
	商店街区域



Ⅲ 自転車等放置禁止区域（案）の変更について

各委員から提出された意見を反映させた自転車等放置禁止区域（案）の変更箇所は次のとおり

凡 例	
	自転車等放置禁止区域
	自転車等放置禁止区域(追加箇所)
	市整備有料自転車等駐車場
	放置自転車等保管所
	市営無料自転車等駐車場
	民営自転車等駐車場
	商店街区域



【2号公園（仮称：平成24年整備予定）】
勝川駅までの動線上にあり、自転車等が放置される可能性があるため放置禁止区域に編入

【JR勝川駅舎前敷地】
駅前広場境界から駅舎外壁までの敷地はJR所有地となるが、駅前広場に隣接しており、自転車等が放置される可能性があるため放置禁止区域に編入

【ペDESTリアンデッキ】
階段もしくはエレベーターのみでしかアクセスできず、自転車等が放置される可能性が極めて少ないため放置禁止区域から除外



【勝川地区1号公園】
公園として整備されており、自転車等が放置される可能性があるため放置禁止区域に編入



IV 高度利用地区について

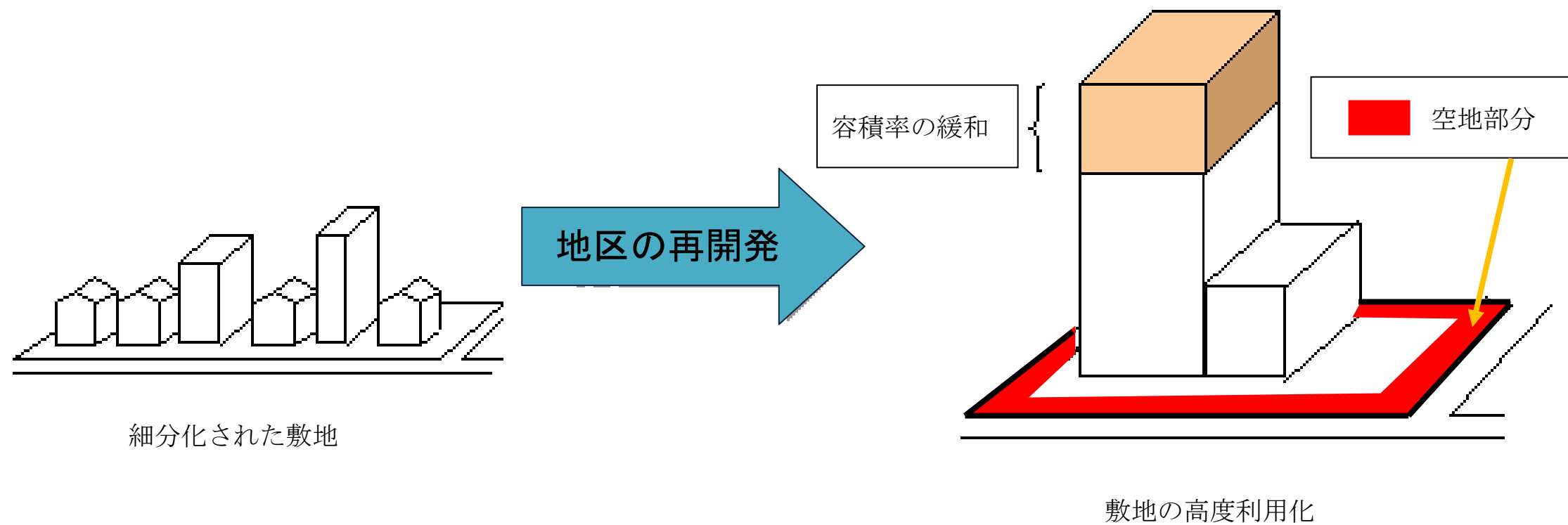
1 高度利用地区の概要

自転車等放置禁止区域（案）として示した地域は高度利用地区が含まれており、その概要については次のとおり

高度利用地区とは

- 建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の壁面の位置を制限すること等により敷地内に有効な空地を確保することから、用途地域内の容積率を緩和し土地の高度利用と都市機能の更新を図る。
- 本市ではJR勝川駅北口周辺において市街地再開発事業に併せ高度利用地区として都市計画決定されており、該当地区では接する道路に沿って幅員1～2mの空地が確保されている。

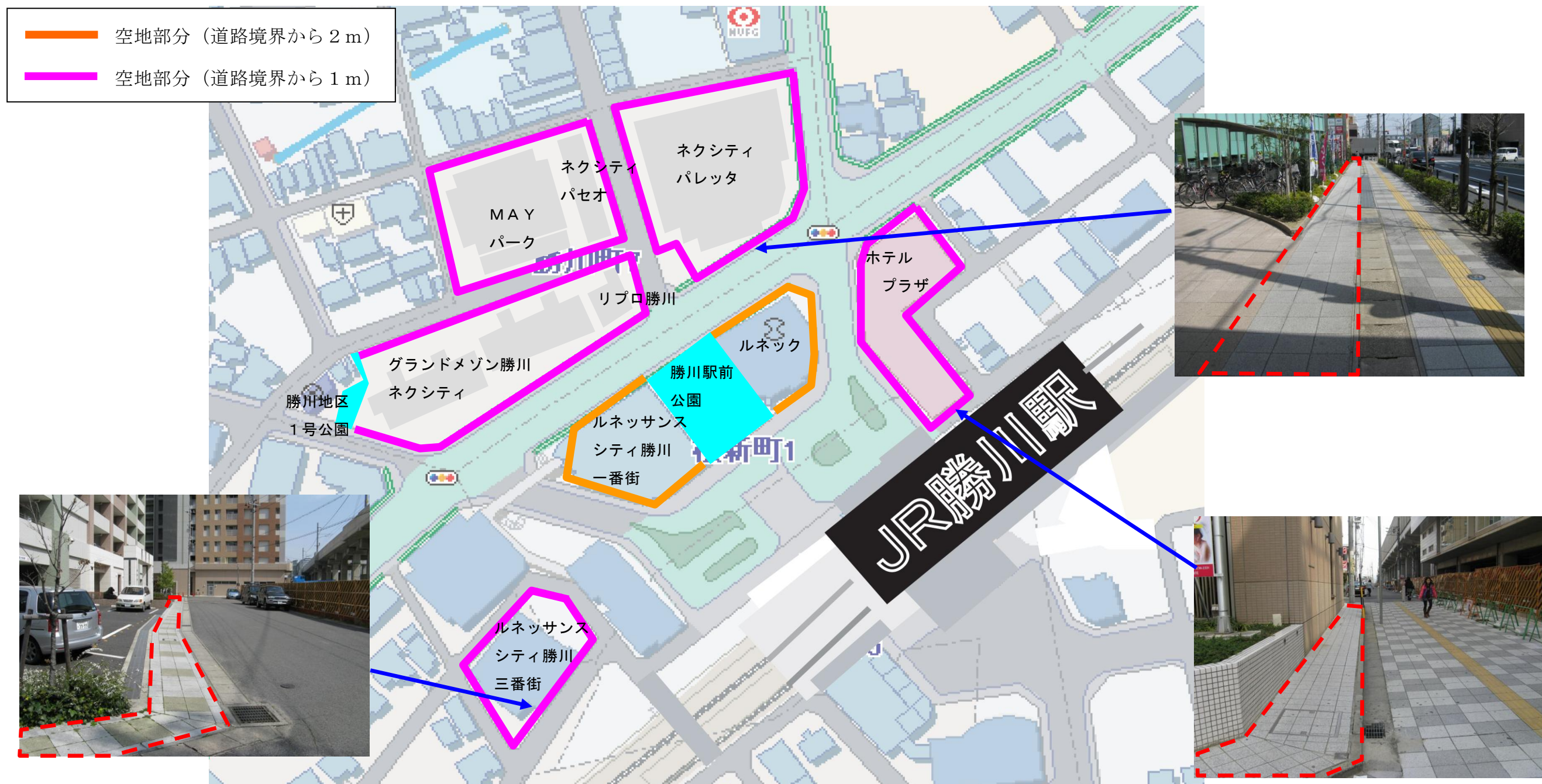
高度利用地区のイメージ図



2 高度利用地区における空地の扱いについて

道路に隣接して設置された高度利用地区の空地は、市街地環境の改善に必要な公共的な空地として都市計画決定がなされ、道路と一体となった構造で整備されている。

しかし、この公共的な空地に自転車等が放置された場合は、当該建築物の管理者等が対応することになるため、自転車等放置禁止区域への編入について関係者に提案したところ、次の地区の空地部分について編入を依頼されたため放置禁止区域に追加する。



V 自転車等放置禁止区域（案）について

前述の変更箇所等を加えた、JR勝川駅周辺の自転車等放置禁止区域（案）については次のとおりとする。

